

第6期三木市障害者基本計画・第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画の策定について

1. 第6期三木市障害者基本計画について

- 「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として地方自治体に策定が義務付けられています。
- 障害福祉施策の基本的な理念と、事業を展開する指針を明らかにするものです。
- 三木市では令和3年度～令和8年度の6年間を計画期間とする第5期計画を策定しており、計画の終了年度を迎えたため、見直しを行い、新たに策定する必要があります。
- 計画期間は令和9年度～令和14年度の6年間で。

◆障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

2. 第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画について

- 障害福祉サービス、児童通所支援等の計画的な整備の方向性を示す計画として、障害者総合支援法、児童福祉法において地方自治体に策定が義務付けられています（下表参照）。
- 障害福祉サービス等の向こう3年間の見込み量や、提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定めるものです。
- 三木市では令和6年度～8年度の3年間を計画期間とする第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画を策定しています。今回は、障害者基本計画と改正年度が重なるため、障害者基本計画と一体的な策定となります。
- 国の指針に基づき、3年を1期として策定することが義務付けられている計画です。内容や目標値についても、国の指針を踏まえて作成する必要があります。

◆障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 策定方針

- 第6期三木市障害者基本計画については、国の障害者基本計画をはじめとする近年の取組や、県のひょうご障害者福祉計画等を勘案して策定する必要があります。
- 第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画については、国の指針に基づいた策定が求められており、国の指針の改正を踏まえた計画の見直しが必要になります。
- 法改正や各種アンケート調査の結果から抽出される三木市の現状と課題についても、必要に応じて見直しに反映させます。

近年の国等の施策の動向等
・ 第5次障害者基本計画の策定（計画期間令和5年度～9年度） ・ 障害者差別解消法の改正（令和3年5月） - 令和6年度から合理的配慮の提供義務を民間事業所にも拡大 ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月） ・ 障害者総合支援法の改正（令和4年12月） - 地域生活支援体制の充実、就労支援と雇用の質の向上、精神障がい者の支援体制整備等 ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年5月） ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年10月） ・ 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（令和6年12月） 「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、①障害のある人の子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組、②公務員の意識改革に向けた取組、③「心のバリアフリー」の取組を推進 ・ 手話施策推進法（令和7年6月） - 手話を必要とする人への取組、手話を使用できる環境の整備等 ・ 高次脳機能障害者支援法（令和7年12月） - 高次脳機能障害への理解促進、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援の充実

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の主な改正内容
・ <u>「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」</u> - 医療的ケア・高度機能障害・強度行動障害等に対応する専門的人材の確保等 ・ <u>障害児支援の提供体制の整備等</u> 4つの中核機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対する助言・支援機能、③地域における共生推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能）を市町村又は圏域で確保 ・ <u>相談支援体制の充実・強化等</u> - 計画相談支援を受けられない状況の解消に向けた相談支援体制の整備

4. 計画の全体像と分野別施策の構成案

第5期三木市障害者計画

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の推進体制

第2章 三木市の障がい者施策の現状と課題 ⇒ 第7期障がい福祉計画等策定時に改定

1. 国内の動向
2. 各種統計
3. 各種調査結果からみる三木市の現状
4. 本市の障がい福祉施策の課題

第Ⅱ部 第5期三木市障害者基本計画

第3章 目指す将来像と基本目標

1. 目指す将来像
2. 基本目標（施策の柱）
3. 施策体系

第4章 施策の展開

基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

- （1）障害福祉サービス等の充実
- （2）相談支援体制の充実
- （3）保健・医療の充実
- （4）社会参加の促進に向けた支援の充実

基本目標2：自分らしく生きるための支援の充実

- （1）障がい児支援の充実
- （2）教育支援体制の充実
- （3）就労機会の拡充
- （4）スポーツ・文化芸術活動等の推進

基本目標3：いきいきと暮らせる地域社会の形成

- （1）福祉のまちづくりの推進
- （2）安全・安心な地域環境づくり
- （3）人権の尊重と権利擁護の推進
- （4）共生社会づくりに向けた連携・協働

計画に基づいて実施する主要事業の概要

第Ⅲ部 第6期三木市障害福祉計画 第2期三木市障害児福祉計画

⇒ 第7期障がい福祉計画等策定時に改定

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画について
2. 国の指針に基づく目標設定
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策
4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

資料編

第6期三木市障害者基本計画の分野別施策の構成案

基本方針1 社会参加の支援と共生のまちづくり

- (1) 啓発・環境醸成（合理的配慮の促進）
- (2) 社会参加の促進に向けた支援の充実（情報・コミュニケーション支援）
- (3) 共生社会づくりに向けた連携・協働

基本方針2 日常生活を支える相談支援と福祉サービスの充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービス等の充実

基本方針3 保健・医療との連携

基本方針4 切れ目のない障がい児支援

- (1) 障がい児支援の充実
- (2) 教育支援体制の充実

基本方針5 就労や多様な社会参加への支援

- (1) 就労機会の拡充
- (2) スポーツ・文化芸術活動等の推進

基本方針6 福祉のまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 安全・安心な地域環境づくり
- (3) 人権の尊重と権利擁護の推進